

■ Topics | トピックス

## 「特別試験研究費税額控除制度の改正ガイドライン説明会」を開催

2019年9月25日、製薬協産業政策委員会税制部会の主催により、会員会社の税務・法務および研究開発の実務担当者等を対象とした「特別試験研究費税額控除制度の改正ガイドライン説明会」を日本橋ライフサイエンスハブ(東京都中央区)にて開催しました。今回の説明会は、2019年度の税制改正の内容確認と特別試験研究費税額控除制度(オープン/バージョン型/以下、OI型)の活用促進のための情報共有を目的としたもので、26社79名が参加しました。



会場の様子

製薬協 産業政策委員会  
長坂 良治 委員長

### はじめに

説明会では、製薬協 産業政策委員会の長坂良治委員長からの開会挨拶の後、厚生労働省医政局経済課 課長補佐の千田崇史氏より「研究開発税制改正の解説」、経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課 課長補佐の上田翔氏より「特別試験研究費税額控除制度 改正ガイドラインの解説」が行われました。その後、製薬協 産業政策委員会税制部会の藤原靖浩部会長より「OI型活用の現状と製薬協からの要望」について説明があり、税制部会の委員からは事前質問への回答を行いました。

### 研究開発税制改正の解説

千田氏より、以下の項目に沿って2019年度研究開発税制改正全体の解説がありました。特に、本説明会の主旨であるOI型について、拡充された点(控除率の増加、大企業に対する委託研究の一部対象化等)と、ベンチャー企業との連携の重要性が強調されました。

#### ●研究開発税制の2019年度改正の概要

- 全体の控除上限を40%から45%へ引き上げ(OI型を5%から10%へ引き上げ)

厚生労働省 医政局 経済課 課長補佐  
千田 崇史 氏

- ・ O型の対象に、大企業に対する委託研究の一部を追加
- ・ O型のベンチャー企業に対する共同研究・委託研究の控除率を20%から25%へ引き上げ
- ・ 試験研究費割合の増減による総額型の控除率のインセンティブ強化 等
- オープンイノベーションの重要性
- ベンチャー企業と連携する場合のO型活用について
- 研究開発税制の活用状況(2017年度)
- O型の活用状況 等

まとめとして、研究開発税制の拡大・維持を図るためには、医薬品産業はこの研究開発税制を活用することで、研究開発やオープンイノベーションを今まで以上に推進している点を示していくことが重要である旨の助言がありました。

### 特別試験研究費税額控除制度 改正ガイドラインの解説

上田氏より、2019年7月に経済産業省から公表された本制度のガイドラインを踏まえ、2019年度税制改正におけるO型活用のポイントについて以下の説明がありました。



経済産業省 産業技術環境局  
技術振興・大学連携推進課 課長補佐  
上田 翔 氏

- O型の対象となる委託研究の考え方
- ・ 「研究内容の要件」として、以下のいずれかの要件を満たす委託研究はO型の対象となる
- (1) 委託元における基礎研究または応用研究に該当すること
- (2) 委託先の所有する知的財産権等(ノウハウ含む)を使用または利用すること
- ※工業化研究でも(2)に該当すればO型の対象
- ・ 「契約書の要件」として、委任契約等により委託するもので、かつ委託先の試験研究に該当することという要件があり、「単なる外注等に該当するもの」はO型の対象にはならない

上記のように、研究開発要素の高さや、比較的风险が高い領域である点等を説明することが求められるとの発言がありました。

- 研究開発型ベンチャー企業の定義
- (1) 経済産業大臣が認定したベンチャーファンドの出資先
- (2) 特別研究開発法人・大学発のベンチャー企業で以下全ての要件を満たすもの
- A) 認定国立大学ファンドの出資先、あるいは特別研究開発法人が直接出資している先
- B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している
- C) 出資時に資本金5億円未満、当該出資を受けてから10年以内

上記(1)(2)のリストは、いずれも経産省ウェブサイト([https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture\\_kigyoutax.html](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyoutax.html))に掲載しているとの紹介がありました。

その他、参考として「組織再編があった場合の比較試験研究費」「平成29年度税制改正におけるO型の運用改善」について説明がありました。

最後に、現場の意見や要望を把握したいので、電話・メール・対面問わずいつでも気軽に相談いただきたい旨の発言がありました。

## 製薬業界におけるO型の現状と製薬協からの要望の紹介

税制部会の藤原部会長より製薬業界におけるO型の現状と製薬協からの要望について、下記項目に沿って説明がありました。

### ●税制部会における研究開発税制の見直しを行う場合の基本方針

#### ●2020年度改正に関する要望事項

1. O型の手続き要件の緩和
2. ベンチャー企業の育成に資する投資促進税制(企業版エンジェル税制)の拡充
3. パテントボックス税制の創設
4. バイオ医薬品等設備投資促進税制の創設
5. 外国税額控除制度の見直し
6. 欠損金の繰越期間の無制限への延長
7. 海外子会社からの受取配当金の全額非課税
8. 消費税の「95%ルール」復活
9. 固定資産税の償却資産に係る最低評価額の撤廃
10. 印紙税の廃止または簡素化
11. タックスヘイブン税制における適正な運用の実施

### ●O型の活用状況と活用困難事例の紹介

・O型の活用状況としては、2017年度の全産業のO型の活用額は81億円(うち、製薬産業は34億円)だが、財務省の見込額としては300億円のため、十分に制度を活用できていない状況であることを紹介しました。

### ●O型手続きにおける課題と手続き要件緩和の要望事項について

・O型適用に係る手続き要件、特に契約時に必要な「契約書記載要件」と試験終了時に必要な「相手先確認要件」について、適格性を担保しつつ実態に合った要件緩和を要望することを紹介しました。



製薬協 産業政策委員会 税制部会  
藤原 靖浩 部会長

## 事前質問への回答

本説明会の開催にあたり、事前に製薬協会会員会社から本制度のガイドライン全般に関して、不明または相談してみたい点、またO型を活用するにあたり、実務上で不明または相談してみたい点、困難であった事例等について質問を受けていました。これらについて、税制部会の釜野直樹副部会長、村山正美委員、尾崎稔憲委員から部会としての見解が示され、千田氏、上田氏からも補足説明がありました。



事前質問への回答の様子

## 最後に

製薬協の松原明彦常務理事は、国の産業政策として「ベンチャー」と「オープンイノベーション」が重要であり、そのための支援としてO型が拡充されたが、O型活用の手続き要件に課題があるため、あまりO型を活用できていない現状を改めて紹介しました。今回の説明会を機に当局とも現場の課題や問題点を今まで以上に共有し連携を深めることで、O型の活用を推進していきたいとの挨拶があり、本説明会は盛況のうちに終わることができました。

(産業政策委員会 税制部会 仁信 秀英)



製薬協 松原 明彦 常務理事